

大阪医科薬科大学 大学院医学研究科学位規程施行細則

(平成21年4月1日施行)

(目的)

第1条 この細則は、大阪医科薬科大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、医学研究科における学位論文審査の方法、試験、学力の確認の方法に関わる取り扱いについて定める。

(学位授与の要件)

第2条 学位規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）大学院学則の定めるところにより、医学研究科医科学専攻修士課程を修了した者に修士（医科学）の学位を授与する。

2 学位規程第3条第2項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、医学研究科医学専攻博士課程を修了した者に甲号として博士（医学）の学位を授与する。

3 学位規程第3条第3項に基づき、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、医学研究科医学専攻博士課程に4年以上在学して所定の単位を修得した者と同程度以上の学力を有することが試問により認められた者に乙号として博士（医学）の学位を授与する。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請の取り扱い)

第3条 学位規程第3条第2項に基づく修士学位論文審査の申請者は、医科学専攻修士課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とする。

2 学位規程第3条第2項に基づく博士学位論文審査の申請者は、医学専攻博士課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とし、甲号への申請として取り扱う。

3 学位規程第3条第3項に該当する者の博士学位論文の提出並びに学位授与の申請については、乙号への申請として取り扱う。

4 医学研究科に4年以上在学し所定の単位を取得して退学した者の博士学位論文の提出並びに学位授与の申請については、乙号への申請として取り扱う。

5 医学研究科医学専攻博士課程在学中、単位互換を行わない施設において2年を超えて学外研修を行う場合、乙号への申請として取り扱う。

6 第4項に該当する者で、指導教授が定年前に退職する場合に限り、掲載予定証明書を提出のうえ、未公表の博士学位論文を提出することができる。この場合、公表が完了した時点で速やかに博士論文公表届を提出しなければならない。また、指導教授が定年退職する場合においては、博士学位論文が審査日までに公表されることも条件とする。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請書類)

第4条 本細則第3条第1項に該当する修士課程による者（以下、「修士課程による者」と

いう。)は、次の書類に審査手数料を添え、在学期間中所定の時期に指導教授を経て医学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 学位論文
- (3) 学位論文の内容抄録
- (4) 履歴書
- (5) その他指定する書類

2 第3条第2項に該当する博士課程による者(以下、「博士課程による者(甲)」という。)は、次の書類に審査手数料を添え、在学期間中所定の時期に指導教授を経て医学研究科長に提出しなければならない。なお、主論文が未公表の場合、掲載予定証明書(巻号年月を記したものが望ましい。受理証明は不可。)を必要とし、参考論文は任意とする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 学位論文(主論文)
- (3) 参考論文
- (4) 論文目録
- (5) 主論文の内容抄録
- (6) 履歴書
- (7) その他指定する書類

3 本細則第3条第3項に該当する者(以下、「博士課程を経ない者(乙)」という。)は、次の書類に審査手数料及び審査料を添え、学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書
- (2) 学位論文(主論文)
- (3) 参考論文
- (4) 論文目録
- (5) 主論文の内容抄録
- (6) 履歴書
- (7) 研究実績報告書
- (8) 研究歴証明書(該当者のみ)
- (9) その他指定する書類

(学位論文の提出並びに学位授与の申請受付)

第5条 修士学位論文の提出並びに学位授与の申請受付は、毎年度1回行うものとし、1月を締切とする1か月間を期間とする。博士学位論文の提出並びに学位授与の申請受付は、毎年度2回行うものとし、第1回目を5月、第2回目を11月とし、各月上旬を締切とする1か月間を期間とする。

2 本細則第3条第2項に基づく博士課程修了予定者については、前項第2回目の受付時に申請を行うものとする。ただし、大学院委員会での審議を経て医学研究科教授会において認められた場合には、第1回目において申請を行うことができる。

3 海外留学により修了予定年度において博士学位論文の提出並びに学位授与の申請ができない者で、本人の希望及び指導教授の推薦があり、かつ、博士学位論文が公表されてい

る場合に限り、大学院委員会において審査のうえ、3年次末の第2回目の申請受付時において博士学位論文の提出並びに学位授与の申請をすることができる。ただし、学位授与は、修了予定年度の3月に行う。

- 4 第3条第3項に該当する者で、指導教授が定年前に退職又は定年退職する場合で、かつ、研究歴が3か月不足する場合に限り、第2回目の申請受付時において博士学位論文の提出並びに学位授与の申請をすることができる。ただし、学位授与は、研究歴の充足後（審査翌年度9月）に行う。

（博士学位論文）

第6条 博士学位論文は原則として原著（短報・速報等の形式は、不可）でなければならない。

- 2 博士学位論文が邦文の場合には、単著でなければならない。
- 3 共著論文を博士学位論文として提出し、学位授与の申請を行う場合には、次の条件を満たさなければならない。
 - (1) 申請者が第1順位の著者であること。
 - (2) 指導教授の確認書があること。
 - (3) 他の著者の同意書があること。
 - (4) 欧文論文であること。

（学位論文の受理）

第7条 修士課程による者及び博士課程による者（甲）による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、受付締切後に大学院委員会を開催して受理可否について決定し、医学研究科教授会に報告を行う。

- 2 博士課程を経ない者（乙）による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、必要な研究歴を満たし、かつ、学位規程第3条第3項に定める試験に合格又は医学研究科入学試験における外国語試験に合格かつ単位取得後退学した者に限る。
- 3 前項による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、受付締切後に大学院委員会を開催して資格審査及び受理可否について決定し、医学研究科教授会に報告を行う。
- 4 学位論文を受理した後は、主論文等の変更は一切認めない。

（審査委員）

第8条 学位論文の審査は、学位規程第7条に基づく審査委員が行う。

- 2 審査委員の数は3名以上とし、うち1名を主査とする。
- 3 審査委員は、医学研究科教授会において選挙により決定する。
- 4 教授欠員の場合、代行の教授を審査委員に充てることができる。
- 5 専門教授は、審査委員になることができる。
- 6 指導教授、学位論文共著者（謝辞等へ明記された者を含む。）及び学位申請者の親族に当たる者は、審査委員になることはできない。
- 7 審査委員は、やむを得ない事由がある場合には、これを辞退することができる。この場

合には、医学研究科教授会の選挙における次点者を繰り上げるものとする。

- 8 審査委員は、海外出張や病気等によりやむを得ず欠席しなければならない場合には、教室臨時主管教授又はそれに代わる者を代行の委員として指名しなければならない。

(学位論文審査及び試問)

第9条 受理した学位論文の審査及び試験は、前条に基づく審査委員の決定後、速やかに開始する。

- 2 試験のうち試問は、原則公開とする。

(学位論文の審査及び試験結果報告)

第10条 第8条第2項に定める主査は、審査終了後、学位論文審査及び試験結果(学位論文内容要旨、学位論文審査結果要旨等)について報告書を作成し、大学院委員会を通じて医学研究科教授会の1週間前までに報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第11条 前条に基づき、医学研究科教授会は学位規程第12条に定めるもののほか、本条に基づき学位授与の可否について議決する。

- 2 前項において可決を行うためには、医学研究科教授会構成員(海外出張中、休職中の者を除く)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 医学研究科教授会が必要と認めたときは、その都度審査委員会を委嘱した本学専門教授を議決に加えることができる。
- 4 医学研究科教授会は学位規程第7条第2項により審査委員を前項に規定する者以外の者に委嘱した場合、その者を出席させ意見を徴することができる。

(審査手数料及び審査)

第12条 学位論文の提出並びに学位授与の申請が受理された者は、別表に定める学位論文審査手数料並びに審査料を指定の期日までに納入しなければならない。

- 2 指定期日までに納入がされなかった場合、学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理を取り消す場合がある。

(学位授与日等)

第13条 学位授与の日付は、学位記授与式日とする。

(課程を経ない者(乙)の研究歴等)

第14条 第7条第2項に定める必要な研究歴を有すると認める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士課程において4年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者で、博士課程を経た者(甲)の資格に該当しない者
- (2) 大学において医学の課程を卒業した者で、研究生、助手等として、医師法で定めら

れた臨床研修期間を除き、本学の基礎系医学又は臨床系医学において5年以上の研究歴を有し、学位論文を作成した者。なお、助手等とは、助教・助教（准）、助手・助手（任期付）、診療助手、専攻医、副手をいう。ただし、診療助手、専攻医、副手については、平成15年3月31日までの期間を研究歴として認め、平成15年4月1日以降は、認めない。

- (3) 大学において歯学、獣医学、薬学の6年制課程を卒業した者で、臨床研修期間を除き、1年間の研究期間終了後より研究歴を算定し、本学の基礎系医学において5年以上、臨床系医学において6年以上の研究歴を有し、学位論文を作成した者
 - (4) 大学において第1号、第2号及び前号以外の課程を卒業した者で、3年間の研究期間終了後より研究歴を算定し、本学の基礎系医学において5年以上、臨床系医学において6年以上の研究歴を有し、学位論文を作成した者
 - (5) 第1号、第2号、第3号及び前号以外の課程を卒業した者で、4年間の研究期間終了後より研究歴を算定し、10年の研究歴を有する者
- 2 前項のほか、大学院に在学していた期間は、必要な研究歴として認めることができる。
 - 3 大学又は医学研究科教授会が認めた機関において、専任職員として医学の研究を行い、研究実績の認められる期間は、医学研究科教授会の審議のうえ、必要な研究歴として認めることができる。
 - 4 他大学、外国又は権威あるものと認める機関において医学の研究を行った者で、学位論文を作成した者については、医学研究科教授会の審議のうえ、必要な研究歴として認めることができる。
 - 5 その他、日本医学会に所属、又はそれに相当するレベルの各学会における学会活動、研究業績等については、医学研究科教授会の審議のうえ、必要な研究歴として認めることができる。

(本学に研究歴のない者の申請資格等)

第15条 課程を経ない者(乙)による博士学位論文の提出並びに学位授与の申請については、研究能力、研究に対する姿勢、本学が学位を授与するに相応しい人物であるか評価するため、本学に研究歴として認められる籍のない者は、1年間、研究生として医学研究科に籍を置くこととする。

- 2 外国人留学生研究者(永住許可者等を除く。)については、前項に限らず、次の各号のとおりとする。
 - (1) 研究能力、研究に対する姿勢、本学が学位を授与するに相応しい人物であるか評価するため、原則として2年以上、研究生として本学に籍を置かなければならない。
 - (2) 母国における研究は、医科大学及びその附属研究機関に限る。その際、研究活動に従事していたことの証明書(日本語訳、機関長発行)及び研究業績等を提出することとし、医学研究科教授会において審議のうえ、認められれば当該機関に在籍した期間を研究歴とする。
 - (3) 日本学術振興会が行う「論文博士取得希望者に対する支援事業」の対象となり、支援を受けた期間については、研究歴とする。
 - (4) 外国において学校教育における18年の課程を経ない者は、母国における研究期

間の年数から差し引くものとする。(例：5年制医科大学卒業の場合、母国における研究期間の年数から1年を差し引く。)

(語学試験)

第16条 学位規程第3条第3項に定める語学試験は、次のとおりとする。

- (1) 語学試験は、英語試験とする。
 - (2) 語学試験は、医学研究科入学試験外国語試験と共同で実施する。
 - (3) 試験時間は、2時間とする。
 - (4) 出題は、4問題を出題してそのうち3問題を選択解答するものとする。ただし、4問題すべて解答した場合には、最も低い点より3問題を有効解答とみなす。
 - (5) 1問題100点満点とし、3問題で210点以上の得点をもって合格とする。ただし、3問題中2問題が70点未満の場合には、不合格とする。
- 2 語学試験の出題は、医学研究科教授会の語学試験委員が行う。ただし、必要により語学試験委員以外の本学教員又は他大学の教員の協力を得ることができる。
- 3 医学研究科に入学するために外国語試験を受験し合格した者については、語学試験を免除することができる。ただし、標準在学年限を満たさずに中途退学した者を除く。
- 4 語学試験合格者は、合格日から6年以内に学位論文の提出並びに学位授与の申請をしなければならない。

(改 廃)

第17条 この細則の改廃は、医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成21年4月1日より施行する。なお、本細則の施行に伴い、学位論文審査に関する内規(平成18年4月19日 医学研究科委員会承認)及び学位論文としての共著論文の取扱内規(昭和56年4月1日 医学研究科委員会承認)については、平成20年3月31日をもって廃止する。

また、第15条第4項については、平成21年度語学試験合格者より適用する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

ただし、第15条第1項第2号に定める語学試験については、平成22年度をもって廃止し、以後は同第2項に定める試験とする。

附 則

この改正は、平成22年7月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第16条第3項ただし書きについては平成22年度入学生から、同条第4項については平成21年度語学試験合格者から

適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行し、ただし、平成26年度以前の入学生については、なお従前による。

附 則

この改正は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年8月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 ただし、別表に定める審査料については、令和4年度申請者より適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年5月1日から施行する。

別表

審査手数料及び審査料

項目		金額
審査手数料		50,000 円
審査料	① 第2条第1項及び第2項に該当する者	免除
	② 第2条第3項に該当する者のうち、学位論文の所属が本学である者	500,000 円
	③ 上記①、②以外の者	700,000 円
学位記再交付手数料		30,000 円